

平成十六年六月二十二日受領
答弁第一四五号

内閣衆質一五九第一四五号

平成十六年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員小林千代美君提出イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小林千代美君提出イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

海外における邦人の生命及び身体の保護等の事務の遂行に当たって政府が要する経費は、政府が負担することとしている。本人又はその家族（以下「本人等」という。）の航空費、滞在費等、本人等にかかわる経費については、本人等に負担してもらうこととしている。

このような基準について、特段の内規等は定めていないが、政府が海外において邦人の生命及び身体の保護等に当たる場合には、従来からこのような基準に基づいて対応してきているところである。

また、本人等が政府チャーター機を利用する場合には、外務省の内規である「緊急事態時における在外邦人等輸送のための政府チャーター機利用者よりの搭乗費用の徴収規程」（平成十一年六月三十日制定。以下「徴収規程」という。）に基づき国際航空運輸協会（IATA）が定める正規片道エコノミークラス料金分の負担をしてもらうこととしている。

二について

お尋ねの今回の事件についても、従来の事案と区別して扱う理由がないので、一についてで述べた基準に従い対応した。

また、拘束された邦人三名は、バグダッドからドバイへの移動に当たって政府チャーター機を利用したが、この政府チャーター機については、徴収規程に従い、国際航空運輸協会（IATA）が定めるその区間の正規片道エコノミークラス料金分の負担をお願いした。